

# 平成30年度指導監査概要

令和元年11月



長崎県福祉保健部

## はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、少子・高齢化の急速な進行、グローバル化の進展など、本県をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

特に本県においては、全国に先行して高齢化が進んでおり、障害のある方々や高齢者、子どもをはじめ、県民の皆様が地域で互いに支えあいながら、心豊かに安心して暮らし、社会参加していただくためには、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援策を講じることが重要であります。

本県では、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支えあい、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域」を目指し、各種施策を積極的に推進していくこととしており、監査指導課においては、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所等の運営の適正化および福祉サービスの質の向上に資することを目的として指導監査を実施しております。

この監査概要は、平成30年度に実施した指導監査の結果の概要をとりまとめたものです。

平成30年度は、3,388の監査対象に対して、1,396件の定期指導監査のほか、運営上著しい問題が疑われる事業所等に対して9件の特別監査を実施し、過年度の案件も含め4件の改善勧告と2件の文書指導を行いました。（その他、令和元年度へ継続5件）。

県としましては、引き続き不祥事案に対しては厳格な行政処分などを行い、今後とも適正な運営と、よりよいサービスの提供が行われるよう指導に努めてまいります。

令和元年11月

長崎県福祉保健部長 中田 勝己

## 目 次

	頁
第1章 指導監査の概要	1
1. 一般監査の概要	1
2. 特別監査の概要	4
3. 指導監査の実績	5
4. 文書指摘の概況	6
第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項	7
1. 老人福祉施設を主として運営する法人	7
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人	7
3. 障害者（児）福祉施設を主として運営する法人	7
第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項	9
1. 老人福祉施設等の指摘事項	9
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の指摘事項	10
3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項	11
4. 介護保険施設・事業所の指摘事項	11
5. 障害福祉サービス事業所の指摘事項	14
第4章 社会福祉法人の経営分析	16
1. 経営分析結果の主な数値	16
2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果	17
3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果	18
4. 障害者（児）福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果	19
5. 経営分析値	22
第5章 社会福祉施設の県内平均給与額	23

### 【資料】

1. 平成30年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	24
2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	25
3. 平成30年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	26
4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	27

5. 平成30年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所） .....	28
6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所） .....	29
7. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所） .....	30
8. 平成30年度の特別監査の状況 .....	31
9. 介護報酬・自立支援給付費（支援費）の返還状況（平成13年度～30年度）	32
10. 平成31年度指導監査等実施方針 .....	33

## 第1章 指導監査の概要

### 1. 一般監査の概要

平成30年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

なお、長崎市及び佐世保市（中核市）に所在する有料老人ホーム、介護保険施設・事業所及び障害福祉サービス事業所等の指導監査については、当該中核市が行い、また、25年度からは、各市に所在する社会福祉法人（当該市内のみで事業を行う法人）の指導監査を市に権限移譲しています。

#### （1）社会福祉法人（5、24頁参照）

97法人のうち、38法人（39.2%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人は16法人（42.1%）（以下「指摘率」という。）で、指摘事項の件数は、78件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

##### 【管理】

会計管理に関すること、など。（31件）

##### 【法人運営】

評議員・評議員会の招集・運営に関すること、など。（11件）

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関すること、など。（8件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、指導していく必要があります。

※社会福祉法人の指摘項目は、平成29年度より25頁の項目に変更となったため、年度別文書指摘の主な事項は2年間分を計上しています。

#### （2）社会福祉施設（5、26頁参照）

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、有料老人ホーム）、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

対象施設566のうち、496施設（87.6%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は20.8%（103施設）で、指摘事項の件数は143件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○老人福祉施設等では

##### 【運営・管理】

① 災害等事故の防止対策が不十分。（16件）

② 就業規則、管理規則等の不備、実態との乖離（1件）

【経理事務】

- ① 会計処理が不適切。（1件）

なお、その他の施設も含めて、高齢者の安全で安心して生活できる老人福祉施設を目指し、引き続き、火災等の防災体制の確保や虐待の未然防止はもとより、防犯体制の整備、また、高齢者の処遇を行う職員の職場として、適切な労働安全体制の確保のため、指導していく必要があります。

○児童福祉施設では、

【運営・管理】

- ① 就業規則、管理規程等不備、実態と乖離している。（9件）

【児童処遇】

- ① 適切な給食の提供等が不十分など。（11件）

【職員処遇】

- ① 給与、各種手当の支給が不適正など。（17件）

【経理事務】

- ① 工事、高額物品購入事務処理が不適切である。（10件）

このため、引き続き、就業規則等の整備、児童への適切な給食の提供、給与水準の確保、適正な会計処理について、指導していく必要があります。

○障害福祉施設等では、

【運営管理】

- ① 災害等事故の防止対策が不十分（2件）

【入所者処遇】

- ① 計画の取扱いが不十分（1件）

【経理事務】

- ① 会計処理が不適切（1件）

となっています。

(3) 介護保険施設・事業所（5、28頁参照）

介護保険制度は12年4月から開始され、事業者の育成に主眼をおいた実地指導を行ってきましたが、18年4月の介護保険法改正により、サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として「指導」と「監査」が明確に区分されました。遵守すべき各種サービスの提供や、介護報酬請求に関する事項等については、事業者自らの責で行なうものとされ、これまで行ってきた指定基準の指導は「集団指導」の中で周知徹底に努めています。

実地指導においては、認知症ケアの理解や高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向けた事業者等の積極的な取り組みの推進、並びに個々の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性の理解等を求め、また、サービスの質の向上が図られるよう、事業者や直接サービスを提供する職員に対し、コミュニケーションを充分にとりながら指導・助言を行うよう努めています。

介護保険事業については、1,455施設・事業所のうち、33.7%の490施設・

事業所に対して実地指導を行いました。

指摘率は8.0%（39事業所）で、指摘事項の件数は96件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【運営に関する基準】（68件）

- ① 勤務体制の確保が不十分など
- ② 衛生管理が不十分
- ③ 重要事項等の掲示が不十分
- ④ サービスの取り扱い方針の不備・不徹底など

【人員に関する基準】（16件）

- ① 職員の不足、必要な資格がないなど

【介護給付費の算定及び取扱い】（12件）

となっています。

引き続き、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護給付費の加算請求の適正化とともに、利用者等の意思・人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスが提供されるよう、指導・助言していく必要があります。

#### （4）障害福祉サービス事業所（5、28頁参照）

障害者自立支援制度に基づく障害福祉サービス事業所については、1,206事業所のうち、340事業所（28.2%）に対して実地指導を行いました。

指摘率は79.7%（271事業所）で、指摘事項の件数は969件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【運営に関する基準】（723件）

- ① 運営規程の不備
- ② 非常災害対策の不備
- ③ 個別支援計画の作成・見直しが不十分
- ④ 勤務体制の確保が不十分
- ⑤ 会計の区分がなされていない など

【介護給付費等の算定及び取扱】（135件）

- ① 各種加算の不備
  - ・加算算定に必要な支援記録の不備
  - ・加算算定に必要な個別支援計画の不備
  - ・加算算定に必要な支援内容が不十分など

【人員に関する基準】（32件）

- ① 職員の不足、必要な資格がないなど

【設備に関する基準】（6件）

- ① 設備、居室などの不備など

引き続き、利用者本位でサービスを行うという障害者自立支援制度の理解を求める必要

があることから、非常災害対策、介護給付費等の適切な算定、虐待防止のための研修の実施、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し、入所者預り金の適正な管理並びに服薬管理マニュアルの徹底等について、指導・助言していく必要があります。

## **2. 特別監査の概要(31頁参照)**

県民からの情報提供等により、9件の特別監査を実施しました。その結果、過年度からの案件2件を含め、計4件の改善勧告と2件の文書指導を行いました。(その他、令和元年度へ継続5件)。

### 3. 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		97	38	39.2
法人計		97	38	39.2
老人福祉施設等		256	191	74.6
児童福祉施設（障害児施設を除く）		300	300	100.0
婦人保護施設		1	1	100.0
視聴覚障害者情報提供施設（※障害）		2	0	0.0
児童福祉施設（障害児施設）（※障害）		7	4	57.1
施設計		566	496	87.6
介護保険事業		1,455	490	33.7
施設サービス事業		129	44	34.1
居宅サービス事業		869	287	33.0
介護予防サービス事業		457	159	34.8
障害福祉サービス事業		1,206	340	28.2
介護保険・障害福祉サービス事業所計		2,661	830	31.2
法人・施設・事業所 合計		3,324	1,364	41.0
措置等 機関	老人福祉関係市町	19	9	47.4
	児童福祉関係市町	19	9	47.4
	児童相談所（児童・障害）	4	2	50.0
	婦人相談所	1	1	100.0
	障害福祉サービス関係市町	21	11	52.4
	計	64	32	50.0
総 合 計		3,388	1,396	41.2

監査対象数は、平成31年3月31日現在

#### 4. 文書指摘の概況

指導監査の結果、改善又は是正を要する事項については、原則として文書指摘することとしています。

社会福祉法人は16法人に対して文書指摘（指摘率42.1%）を行い、指摘件数は78件です。前年度と比べると指摘率で1.7ポイント減少しています。

社会福祉施設は103施設に対して文書指摘（指摘率20.8%）を行い、指摘件数は143件です。前年度と比べると指摘率で2.4ポイント減少し、指摘件数は7件減少しています。

##### (1) 社会福祉法人 ※24頁参照

区 分	老人福祉等法人	児童福祉等法人	障害者福祉等法人	計
監査実施法人	10	17	11	38
文書指摘法人	2	3	11	16
指摘率 (%)	20.0	17.6	100.0	42.1
指摘件数	3	4	71	78

##### (2) 社会福祉施設 ※26頁参照

区 分	老人福祉施設等	児童福祉施設(除 く障害児)・婦人 保護施設	障害者(児)福祉 施設	計
監査実施施設	191	301	4	496
文書指摘施設	25	75	3	103
指摘率 (%)	13.1	24.9	75.0	20.8
指摘件数	27	111	5	143

##### (3) 介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所 ※28頁参照

区 分	介護保険施設 事業所	障害福祉サー ビス事業所	計	合計 (1)+(2)+(3)
監査実施施設・事業所	490	340	830	1,364
文書指摘施設・事業所	39	271	310	429
指摘率 (%)	8.0	79.7	37.3	31.5
指摘件数	96	969	1,065	1,286

## 第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項(24頁参照)

### 1. 老人福祉施設を主として運営する法人

本県が所管する老人福祉施設を主として運営する法人は37法人であり、実地監査した法人数は10（実地監査率27.0％）です。このうち文書指摘した法人数は2（指摘率20.0％）です。

指摘件数は3件で、内訳は、管理に関することが2件などとなっています。  
その他の文書指摘については、次のとおりです。

#### 〔運営〕

- ・ 発生した虐待事案を職員に周知し、再発防止に努めること。
- ・ 管理者は、職員の業務を把握し、勤務体制の整備を図ること。

### 2. 児童福祉施設(保育所、児童養護施設等)を主として運営する法人

本県が所管する児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人数は33であり、実地監査した法人数は17（実地監査率51.5％）です。このうち文書指摘した法人数は3（指摘率17.6％）です。

指摘件数は4件で、内訳は法人運営に関することが4件となっています。  
これら文書指摘した中で、主なものは、次のとおりです。

#### 〔定款〕

- ・ 定款の公表がなされていない、または不十分である。

### 3. 障害者(児)福祉施設・障害福祉サービス事業を主として運営する法人

本県が所管する障害者福祉施設等を主として運営する法人は27法人であり、実地監査した法人数は11（実地監査率40.7％）です。このうち文書指摘した法人数は11（指摘率100.0％）です。

指摘件数は71件で、内訳は、会計管理で31件、評議員・評議員会で10件、評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬で7件などとなっています。これら文書指摘した中で主なものは次のとおりです。

#### 〔会計管理〕

- ・ 決算及び計算関係書類が不適切である。
- ・ 規程・体制に不備がある。

〔評議員・評議員会〕

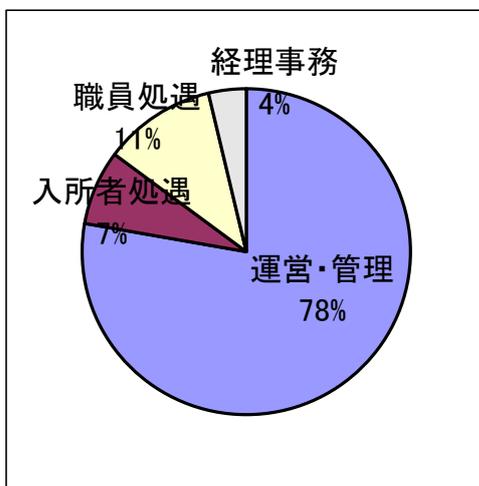
- ・評議員会の招集・運営が不適切である。
- ・評議員の選任に不備がある。

〔理事会〕

- ・審議状況が不適切である。

### 第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項(26頁参照)

#### 1. 老人福祉施設等の指摘事項



本県が所管する老人福祉施設等は、養護老人ホーム21、特別養護老人ホーム84、軽費老人ホーム・ケアハウス16、有料老人ホーム等135の計256であり、実地監査した施設は191（実地監査率74.6%）です。

このうち文書指摘した施設数は25（指摘率13.1%）です。

指摘件数は27件で、内訳は運営・管理関係で21件、入所者処遇関係で2件、職員処遇関係で3件、経理事務1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

##### 〔運営・管理〕

- ・栄養士の欠員の補充について、引続き確保に努めること。
- ・消防計画に従い、消火・避難訓練を年2回、うち1回は夜間想定で行うこと。
- ・防火安全対策上の宿直者が配置されていないので、早急に配置すること。
- ・事故防止に係る指針及び対応マニュアルを策定すること。
- ・苦情処理体制を掲示すること。

##### 〔入所者処遇〕

- ・必ず配膳前までに調理従事者以外の検食者によって検食すること。
- ・利用者居室の一部が通路となっているため、パーティションの設置等、プライバシー確保の策を講じること。

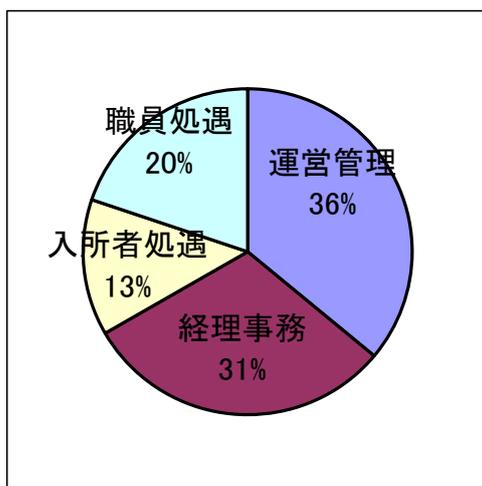
##### 〔職員処遇〕

- ・労働安全衛生法に基づき、夜勤を行う職員については6ヶ月ごとに、新規雇用者については雇い入れの際（採用前後3ヶ月以内）に健康診断を実施すること。

##### 〔経理事務〕

- ・正確な決算書を作成するとともに、収支改善計画を作成のうえ提出すること。

## 2. 児童福祉施設(保育所、児童養護施設等)の指摘事項



本県が所管する児童福祉施設数(保育所、児童養護施設等)は301であり、実地監査した施設数は301(実地監査率100%)です。

このうち文書指摘した施設数は75(指摘率24.9%)です。

指摘件数は111件で、内訳は運営・管理関係で40件、経理事務関係で34件、入所者処遇関係で15件、職員処遇関係で22件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

### 〔運営・管理〕

- ・保育士証の改姓手続きが行われていない。
- ・早朝や夕方の保育士配置が不適切である。
- ・常勤の保育士が各組に1名以上配置されていない。
- ・非常災害対応マニュアルが作成されていない。
- ・乳児室(あるいは保育室)が必要な面積基準を満たしていない。
- ・36協定の届け出が遅れている。

### 〔児童処遇〕

- ・給食内容検討表で充足率が低い項目がある。
- ・調理室の温度が30度を超えている日がある。

### 〔職員処遇〕

- ・通勤手当、住居手当、扶養手当などの各種手当の支給に誤りがある。
- ・就業規則が適切に改正されていない。(高齢者雇用安定法の改正に伴う就業規則の改正など)

### 〔経理事務〕

- ・現金収納業務(経理規定に定める日数以内に預金していない)が不適切である。
- ・指名競争又は随意契約で、契約金額が100万円を超えているにもかかわらず、契約書がない。
- ・特に軽微な契約でないのに請書等がない。
- ・保育園拠点区分から他の拠点区分へ委託費の対象外となる経費を繰り入れている。
- ・決算書類について、固定資産の計上価格の誤りや未収金、未払金等が全て計上されていない。

### 3. 障害者(児)福祉施設の指摘事項

本県が所管する障害者(児)福祉施設数は9であり、指導監査を行った施設数は4(指導監査率44.4%)です。

指摘件数は5件で、災害等事故の防止対策や計画の取扱いが不十分となっています。

### 4. 介護保険施設・事業所の指摘事項(28頁参照)

区 分	介護保険		
	施設 サービス	居宅サービス (介護予防含む)	計
実地指導対象施設・事業所	129	1,326	1,455
実地指導実施施設・事業所 A	44	446	490
文書指摘を受けた施設・事業所 B	2	37	39
指摘率(B/A)	4.5	8.3	8.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数
	件	件	件
【人員に関する基準】	0	16	16
【設備に関する基準】	0	0	0
【運営に関する基準】	1	67	68
【介護給付費の算定及び取扱い】	2	10	12
合 計	3	93	96

平成18年4月から介護保険制度が改正され、事業者等に予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上が求められ、指導と監査が明確に区分されたことに伴い、行政指導としては、国が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」(平成19年2月7日老指発第0207001号、平成24年8月30日老指発第0331第1号)において、従来行ってきた主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止し、利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に対する指導強化、不適正な請求の是正を指導することとなっています。

これらを踏まえ、19年度の実地指導から、よりよいケアの実現を図るため、指導方針の見直しを行い、「アセスメントを行い利用者の生活上の課題を分析した上で、総合的な援助方針・目標を設定すると共にサービス等を組み合わせ提供し、定期的実施状況をモニタリング・評価することにより、新たな課題を分析しサービス計画の変更等を行う一連のプロセスの重要性」「生活支援に向けたサービスの質の確保・向上が図られる運営」等、介護サービス事業者等の育成・支援を目的とした口頭指導(助言)を行っています。

なお、利用者に直接不利益をもたらす人員基準違反、利用者等に対して説明・同意等が行われていない場合、介護報酬の各種加算等について過誤調整を必要とする場合等には文書指導を行っています。

### (1) 介護保険施設の指摘事項

本県が所管する介護保険施設は、介護老人福祉施設67、介護老人保健施設37、介護療養型医療施設25の計129施設であり、30年度に実地指導した施設数は44（実地指導率34.1%）です。このうち文書指摘した施設数は2（指摘率4.5%）です。

指摘件数は3件で、内訳は運営に関する基準関係で1件、介護給付費関係で2件となっています。

これら文書指摘した内容は次のとおりです。

#### 〔運営に関する基準〕

- ・1週間に2回以上の入浴又は清拭が行われていない。

#### 〔介護給付費の算定及び取扱い〕

- ・看護体制加算に必要な数の看護師が配置されていない。
- ・栄養マネジメント加算に必要な常勤の管理栄養士が配置されていない。

### (2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

本県が所管する居宅サービス事業所は、訪問介護204、訪問入浴介護10、訪問看護50、通所介護200、通所リハビリテーション108、短期入所生活介護101、短期入所療養介護59、特定施設入所者生活介護30、福祉用具貸与53、福祉用具販売54計869事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問入浴介護9、訪問看護50、通所リハビリテーション107、短期入所生活介護98、短期入所療養介護57、特定施設入所者生活介護29、福祉用具貸与53、福祉用具販売54の計457事業所、合計1,326事業所であり、平成30年度に実地指導を行った事業所数は446（実地指導率33.6%）です。

このうち文書指摘した事業所数は37（指摘率8.3%）です。

指摘件数は93件であり、内訳は人員に関する基準関係で16件、運営に関する基準関係で67件、介護給付費の算定及び取扱い関係で10件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

#### 〔運営に関する基準〕

##### ①勤務体制の確保が不十分など

- ・毎月の勤務予定表が作成されていない。
- ・看護職員が機能訓練指導員を兼務しているが勤務表で明確になっていない。

##### ②衛生管理が不十分

- ・従業員の健康診断等が実施されておらず健康状態が把握できていない。
- ・感染症等防止マニュアルが作成されておらず、トイレで共用タオルを使用するなど衛生管理が不適切である。

##### ③重要事項等の掲示が不十分

- ・運営規程の概要など重要事項の掲示が行われていない。

##### ④サービスの取り扱い方針の不備・不徹底など

- ・介護サービス計画の作成、説明、同意、交付及び変更が適切に行われていない。

- 通所介護において定員を超過してサービスを提供している。

〔人員に関する基準〕

- 常勤・専従の管理者が配置されていない。
- 常勤のサービス提供責任者が配置されていない。
- 必要な数の介護職員が配置されていない日がある。

〔介護給付費の算定及び取扱い〕

- 訪問介護の初回加算において、初回訪問時にサービス提供責任者の訪問（同行）が行われていない。
- 通所介護において個別機能訓練加算の要件が満たされていない。
- サービス提供時間の途中で医療機関を受診したにも関わらず計画通りの時間で介護報酬を請求している。
- 定員超過の月があるが減算されていない。

## 5. 障害福祉サービス事業所の指摘事項(30頁参照)

区 分	障害福祉 サービス
実地指導対象施設・事業所	1,206
実地指導実施施設・事業所 A	340
文書指摘を受けた施設・事業所 B	271
指摘率 (B/A)	79.7
指 摘 事 項	指摘数
	件
【人員に関する基準】	32
【設備に関する基準】	6
【運営に関する基準】	723
【介護給付費の算定及び取扱い】	135
【その他】	73
合 計	969

本県が所管する障害福祉サービス事業所は、居宅介護123、重度訪問介護116、行動援護19、同行援護50、短期入所66、療養介護4、生活介護91、施設入所支援29、自立訓練（機能訓練）1、自立訓練（生活訓練）11、自立訓練（宿泊型）2、就労移行支援31、就労継続支援A型42、就労継続支援B型143、共同生活援助99、地域移行相談支援22、地域定着相談支援22、児童発達支援117、放課後等デイサービス192、保育所等訪問支援26の計1,206事業所であり、実地指導を行った事業所数は340（実地指導率28.2%）です。

このうち文書指摘した事業所数は271（指摘率79.7%）です。

指摘件数は969件で、内訳は人員に関する基準関係で32件、設備に関する基準関係で6件、運営に関する基準関係で723件、介護給付費に関する基準関係で135件、その他73件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護〕

- ・運営規程に不備がある。
- ・契約支給量の報告等が不適切である。
- ・会計の区分が不適切

〔生活介護〕

- 運営規程に不備がある。
- 非常災害対策が不十分である。
- 会計の区分が不適切である。

〔施設入所支援〕

- 運営規程に不備がある。
- 非常災害対策が不十分である。
- 会計の区分が不適切である。

〔就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型〕

- 各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- 個別支援計画の手続きに不備がある。
- 勤務体制の確保等が不十分である。

〔共同生活援助〕

- 各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- 個別支援計画の手続きに不備がある。
- 非常災害対策が不十分である。

〔児童発達支援・放課後デイ・保育所等訪問支援〕

- 非常災害対策が不十分である。
- 運営規程に不備がある。
- 各種加算の算定及び取扱いが不適切である。

## 第4章 社会福祉法人の経営分析(22頁参照)

### 1. 経営分析結果の主な数値

#### (1) 特別養護老人ホームを主として運営する法人(24法人)

① 安定性分析(流動比率)	377.0%
② 収益性分析(収入高経常利益率)	△6.4%
③ 償還力分析(長期借入金償還力)	△0.2倍
④ 経営安全率分析	△6.9%
⑤ 高額繰越金比率	86.1%
⑥ 経常収入人件費比率	73.6%

※ 流動比率が高いことが特徴です。

#### (2) 保育所を主として運営する法人(27法人)

① 安定性分析(流動比率)	142.0%
② 収益性分析(収入高経常利益率)	7.2%
③ 償還力分析(長期借入金償還力)	5.3倍
④ 経営安全率分析	8.2%
⑤ 高額繰越金比率	47.7%
⑥ 経常収入人件費比率	70.4%

※ 経常収入人件費率が高いことが特徴です。

#### (3) 障害者(児)福祉施設を主として運営する法人(27法人)

① 安定性分析(流動比率)	529.1%
② 収益性分析(収入高経常利益率)	5.2%
③ 償還力分析(長期借入金償還力)	5.0倍
④ 経営安全率分析	5.9%
⑤ 高額繰越金比率	96.5%
⑥ 経常収入人件費比率	63.2%

※ 高額繰越金比率が高いことが特徴です。

## 2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果

特別養護老人ホーム等を主たる事業として運営している社会福祉法人24法人について、経営分析を行いました。

### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

#### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、昨年同期からは減少したものの377.0%と高い値となっています。

#### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値で見ると、87.9%となっており、24法人中16法人(66.7%)が100%以下となっています。

#### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標となります。平均値で79.3%であり、健全性が高いことがわかります。

### (2) 収益性分析

経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

#### ① 経常利益率

収入に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見るとマイナス6.4%です。

#### ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので、高いほどよいとされています。平均値で見るとマイナス2.6%となっています。

### (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

#### ① 労働生産性

労働生産性の一般的な測定は、分子に収入、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は155.1%であり、これは、法人が100の人件費を投入して155.1のリターンを得たことを示しています。

#### (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常利益／長期借入金年間償還額の算式で計算しました。平均値で見ると、マイナス0.2倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない長期借入償還額（元金）の0.2倍の利益が不足していることを示します。

なお、22法人中15法人が無借金経営を行っています。

#### (5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収入}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0（減価償却後）になることを表しています。平均値で見ると、マイナス7.7%となっており、収支（減価償却後）を出すために収入を7.7%以上上げる必要があることを示しています。

### 3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果

保育所を主たる事業として運営している社会福祉法人27法人について経営分析を行いました。

#### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

##### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、142.0%となっているが、これは国から移管された法人中1法人の短期借入の関係上減少したもので、この要素を除くと260%前後で短期的支払能力は高い。

##### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値で見ると、109.2%と100%を超えており、27法人中14法人（51.8%）は、100%以下となっている。

##### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均値で75.0%であり、健全性が高いことがわかります。

#### (2) 収益性分析

経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

##### ① 経常利益率

収入に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見ると、7.2%です。

## ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると3.7%となっています。

## (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

### ① 労働生産性

労働生産性の一般的な測定は、分子に収入、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。

平均値は141.7%であり、これは、法人が100の人件費を投入して141.7のリターンを得たことを示しています。

## (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常利益／長期借入金年間償還額の算式で計算しました。平均値で見ると、5.3倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない長期借入金の償還額（元金）の5.3倍の利益があったことを示しており、1年間で約5.3年間分の長期借入金の年間償還額（元金）に相当する利益を得たこととなります。

なお、27法人中6法人が無借金経営を行っています。

## (5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収入}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値（%）だけ収入がダウンした場合に収支0（減価償却後）になることを表しています。平均値で見ると、8.2%となっており、収入が8.2%ダウンした場合に、収支0（減価償却後）になることを示しています。

## 4. 障害者（児）福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果

障害者（児）福祉施設を主たる事業として運営している社会福祉法人27法人について経営分析を行いました。

### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

#### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率であります。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、529.1%となり、短期的支払能力が高いことを示しています。

## ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値で見ると、83.1%となっており、27法人中19法人(70.4%)が100%以下となっています。

## ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均値で87.8%であり、極めて健全性が高いことがわかります。

## (2) 収益性分析

経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

### ① 経常利益率

収入に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見ると、5.2%となっています。

### ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると2.2%となっています。

## (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

### ① 労働生産性

労働生産性の一般的な測定は、分子に収入、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は157.6%であり、これは、法人が100の人件費を投入して157.6のリターンを得たことを示しています。

## (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常利益/長期借入金年間償還額の算式で計算しました。平均値で見ると、5.0倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない長期借入金の償還額(元金)の5.0倍の利益があったことを示しており、1年間で約5.0年間分の長期借入金の年間償還額(元金)に相当する利益を得たこととなります。

なお、27法人中5法人が無借金経営を行っています。

#### (5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収入}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値でみると、5.9%となっており、収入が5.9%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

5. 経営分析値（平成29年度決算）

（金額単位：千円、1法人平均）

区 分		計算式	特別養護 老人ホーム	保育所	障害者（児） 福祉施設	
貸借対照表	資産	流動資産 ①	281,113	89,140	581,698	
		固定資産 ②	646,531	403,887	1,569,910	
		資産計 ③	①+②	927,644	493,027	2,151,608
	負債	流動負債 ④		74,564	62,794	109,941
		固定負債 ⑤		117,596	60,594	152,696
		負債計 ⑥	④+⑤	192,160	123,388	262,637
	資本	純資産 ⑦		735,506	369,816	1,888,970
		うち積立金		76,394	90,151	389,883
負債及び純資産計⑧		⑥+⑦	927,666	493,204	2,151,607	
事業活動収支計算書	収入	収入額計 ⑨		374,486	251,431	921,730
	支出	支出額計 ⑩	⑪+～⑮	354,561	234,069	878,116
		人件費 ⑪		241,415	177,498	585,020
		うち役員報酬		632	0	0
		事務費 ⑫		52,286	19,654	82,987
		事業費 ⑬		59,666	29,262	105,003
		減価償却費 ⑭		27,132	14,048	57,717
		その他 ⑮		△ 25,937	△ 6,393	47,389
	収支差額	事業活動収支差額⑯	⑨-⑩	19,924	17,362	43,614
		事業外活動収支差額⑰		△ 44,061	846	4,310
経常収支差額 ⑱		⑯+⑰	△ 24,137	18,208	47,924	
償却前経常収支差額⑲		⑱+⑭	2,995	32,256	105,641	
	次期繰越活動収支差額⑳		336,007	95,416	937,976	
資金収支	長期借入金年間償還額		△ 14,258	6,061	21,207	
	当期末支払資金残高		246,106	29,860	500,023	
経営分析値	収益性	総資本経常利益率（％）	⑱／⑧	-2.6	3.7	2.2
		収入高経常利益率（％）	⑱／⑨	-6.4	7.2	5.2
		収入額事業費比率（％）	⑬／⑨	15.9	11.6	11.4
		総資本回転率（回）	⑨／⑧	0.4	0.5	0.4
	生産	労働生産性（％）	⑨／⑪	155.1	141.7	157.6
		労働分配率（％）	⑪／⑨	64.5	70.6	63.5
	安全性	自己資本比率	⑦／⑧	79.3	75.0	87.8
		負債比率（％）	⑥／⑦	26.1	33.4	13.9
		流動比率（％）	①／④	377.0	142.0	529.1
		固定比率（％）	②／⑦	87.9	109.2	83.1
		固定長期適合率（％）	②／（⑤+⑦）	75.8	93.8	76.9
		長期借入金償還力（倍）	※1	-0.2	5.3	5.0
		高額繰越金比率（％）	※2	86.1	47.7	96.5
	損益	損益分岐点収入（千円）	※3	403,198	230,825	867,645
		経営安全率（％）	※4	-7.7	8.2	5.9
		人件費比率（％）	※5	73.7	80.7	71.3
		経常収入人件費比率（％）	※6	73.1	70.4	63.2

※1 （経常収支差額⑱+減価償却費⑭）／長期借入金年間償還額

※2 （当期末支払資金残高+積立金）／⑨

※3 （⑪+⑫+⑭+⑮-⑰）／（1-⑬／⑨）

※4 （1-損益分岐点収入／収入）

※5 人件費⑪／支出額（減価償却費を除く）（⑩-⑭）

※6 人件費⑪／経常収入（⑨+⑰）

## 第5章 社会福祉施設の県内平均給与額

入所者・利用者の処遇を適切に行うためには、それを支える職員の処遇（給与等）をよくすることも重要です。法人等の監査では、給与規程に則った給与、諸手当が支給されているか確認しています。次表は、平成30年4月1日現在の県の監査対象となる社会福祉施設の正規職員の平均年齢、平均給与額（※）をまとめたものです。

※平均給与額とは、正規職員の本俸＋特殊業務手当の合計を平均している。

### （1）平均年齢・平均給与（老人福祉施設） （単位：歳、円）

職種	平均	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム・ケアハウス
事務員	年齢	46.4	45.8	46.4
	給与	211,463	183,938	211,463
看護職員	年齢	50.5	50.3	50.5
	給与	214,899	225,839	214,899
介護職員	年齢	42.9	40.5	42.9
	給与	190,520	165,823	190,520
調理員	年齢	43.7	49.0	43.7
	給与	166,526	146,787	166,526
施設数		21	84	16

### （2）平均年齢・平均給与（児童福祉施設） （単位：歳、円）

職種	平均	保育所	児童養護施設
保育士等	年齢	37.4	36.8
	給与	215,573	227,069
看護師等	年齢	46.4	40.5
	給与	200,099	270,853
調理員等	年齢	40.0	47.3
	給与	186,883	186,330
事務員、用務員等	年齢	42.2	46.2
	給与	208,971	242,368
施設数		219	13

### （3）平均年齢・平均給与（障害者（児）福祉施設） （単位：歳、円）

職種	平均	身体障害者施設	知的障害者施設	障害児施設
事務員	年齢	43.6	45.6	44.1
	給与	221,326	245,887	243,692
指導員等	年齢	42.6	43.1	35.9
	給与	187,703	202,723	202,414
調理員	年齢	49.1	44.6	44.2
	給与	149,542	174,293	209,148
施設数		7	22	4

【資料】

1. 平成30年度文書指摘の主な事項(社会福祉法人)

	老人施設	保育所・児童擁護	障害施設	法人計
指導監査対象法人	37	33	27	97
指導監査実施法人 (A)	10	17	11	38
文書指摘を受けた法人 (B)	2	3	11	16
B/A	20.0%	17.6%	100.0%	42.1%
I 法人運営	0	4	31	35
1 定款	0	2	4	6
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人)	0	0	0	0
3 評議員・評議員会	0	1	10	11
4 理事	0	0	1	1
5 監事	0	0	3	3
6 理事会	0	0	6	6
7 会計監査人	0	0	0	0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	0	1	7	8
II 事業	0	0	0	0
1 事業一般	0	0	0	0
2 社会福祉事業	0	0	0	0
3 公益事業	0	0	0	0
4 収益事業	0	0	0	0
III 管理	3	0	40	43
1 人事管理	0	0	0	0
2 資産管理	1	0	5	6
3 会計管理	0	0	31	31
4 その他	2	0	4	6
	3	4	71	78

## 2. 年度別文書指摘の主な事項(社会福祉法人)

	H29	H30	前年比 (%)	
指導監査対象法人	97	97	100.0	
指導監査実施法人 (A)	64	38	59.4	
文書指摘を受けた法人 (B)	28	16	57.1	
B/A	43.8%	42.1%	96.1%	
I 法人運営	44	35	79.5	
1 定款	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要事項が記載されているか。</li> <li>所定の手続きを経ているか。等</li> </ul>	1	6	600.0
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部管理体制が理事会で決定されているか 等</li> </ul>	0	0	—
3 評議員・評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。</li> <li>評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等</li> </ul>	16	11	68.8
4 理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠格事由を有するものが選任されていないか。</li> <li>含まれなければならないものが選任されているか。</li> <li>理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等</li> </ul>	4	1	25.0
5 監事	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。</li> <li>欠格事由のある者が選任されていないか。</li> <li>法に定める業務を行っているか。等</li> </ul>	7	3	42.9
6 理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令、定款の定めにより開催されているか。</li> <li>決議は法令、定款の定めにより行われているか。等</li> </ul>	15	6	40.0
7 会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の定めにより設置、選任されているか。</li> <li>法令の定めにより会計監査を行っているか。</li> </ul>	0	0	—
8 評議員、理事、監 事及び会計監査人の 報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。</li> <li>報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等</li> </ul>	1	8	800.0
II 事業		0	0	—
1 事業一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款に従い適正に実施されているか。</li> <li>「地域における公益的な取組」を実施しているか。</li> </ul>	0	0	—
2 社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正に実施されているか</li> <li>必要な資産を有しているか。</li> </ul>	0	0	—
3 公益事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正に実施されているか</li> </ul>	0	0	—
4 収益事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正に実施されているか</li> </ul>	0	0	—
III 管理		40	43	107.5
1 人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。</li> </ul>	2	0	0.0
2 資産管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本財産の管理運用が適切になされているか。</li> <li>基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等</li> </ul>	4	6	150.0
3 会計管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支予算は適正に編成、執行されているか。</li> <li>予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。</li> <li>資産の評価は適正に行われているか。</li> <li>会計帳簿は適正に整備されているか。等</li> </ul>	26	31	119.2
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。</li> <li>社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。</li> <li>福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等</li> </ul>	8	6	75.0
		84	78	92.9

### 3. 平成30年度文書指摘の主な事項(社会福祉施設)

区 分	事業種別施設数			計
	老人施設	保育所・児童養護等	障害施設	
指導監査対象施設	256	301	9	566
指導監査実施施設 A	191	301	4	496
文書指摘を受けた施設 B	25	75	3	103
指摘率 (B/A)	13.1%	24.9%	75.0%	20.8%
指摘事項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
【運営・管理】	21	40	3	64
①就業規則、管理規程等不備、実態と乖離	1	9		10
②災害等事故の防止対策が不十分	16	1	2	19
③非常勤職員の雇用形態が不十分	0	1		1
④労働基準法に基づく届出なし	0	5		5
⑤その他	4	24	1	29
【入所者処遇】	2	15	1	18
①入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	0			0
②遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0			0
③入所者の健康管理が不十分	0	2		2
④適切な給食の提供等が不十分	1	11		12
⑤その他	1	2	1	4
【職員処遇】	3	22		25
①給与規程が不備、実態と乖離等	0	3		3
②勤務体制の整備が不十分	0			0
③給与・各種手当の支給が不適正	0	17		17
④退職共済制度への加入が不適切	0			0
⑤その他	3	2		5
【経理事務】	1	34	1	36
①会計処理が不適切	1	7	1	9
②工事、高額物品購入事務処理が不適切	0	10		10
③繰入金の処理が不適切	0			0
④会計責任者等への辞令なし	0			0
⑤その他	0	17		17
合 計	27	111	5	143

#### 4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	(%)
指導監査対象施設	598	616	547	558	566	101.4
指導監査実施施設 (A)	526	488	480	461	496	107.6
文書指摘を受けた施設 (B)	269	171	144	107	103	96.3
指摘率 (B/A)	51.1%	35.0%	30.0%	23.2%	20.8%	89.7
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比
1. 運営・管理	134	99	98	50	64	128.0
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	28	14	4	6	10	166.7
② 災害等事故の防止対策が不十分	43	31	9	19	19	100.0
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	15	0	2	0	1	皆増
④ 労働基準法に基づく届出なし	20	12	10	1	5	500.0
⑤ その他	28	42	73	24	29	120.8
2. 入所者処遇	61	32	42	14	18	128.6
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	2	3	1	1	0	0.0
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	-
③ 入所者の健康管理が不十分	14	6	3	1	2	200.0
④ 給食の提供が不十分	27	16	5	6	12	200.0
⑤ その他	18	7	33	6	4	66.7
3. 職員処遇	116	74	42	14	25	178.6
① 給与規程が不備、実態と乖離等	1	0	1	0	3	皆増
② 勤務体制の整備が不十分	18	4	2	1	0	0.0
③ 給与・各種手当の支給が不適正	40	23	9	9	17	188.9
④ 退職共済制度への加入が不適切	2	1	1	0	0	-
⑤ その他	55	46	29	4	5	125.0
4. 経理事務	275	85	55	72	36	50.0
① 会計処理が不適切	97	6	8	10	9	90.0
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	113	33	38	31	10	32.3
③ 繰入金の処理が不適切	20	7	4	0	0	-
④ 会計責任者等への辞令なし	6	0	0	0	0	-
⑤ その他	39	39	5	31	17	54.8
合 計	586	290	237	150	143	95.3

5. 平成30年度文書指摘の主な事項(介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所)

区 分	介護保険施設・事業所			障害福祉サービス事業所	計
	施設サービス	居宅サービス	計		
実地指導対象施設・事業所	129	1,326	1,455	1,206	2,661
実地指導実施施設・事業所 A	44	446	490	340	830
文書指摘を受けた施設・事業所 B	2	37	39	271	310
指摘率(B/A)	4.5%	8.3%	8.0%	79.7%	37.3%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数	計
【人員に関する基準】	0	16	16	32	48
①職員の不足、必要な資格が無いなど	0	16	16	32	48
【設備に関する基準】	0	0	0	6	6
①設備、居室、病室などの不備	0	0	0	6	6
【運営に関する基準】	1	67	68	723	791
①内容・手続きの説明・同意が不十分	0	8	8	9	17
②サービス提供の記録などの不備	0	1	1	15	16
③利用料の受領に関する不備	0	1	1	15	16
④サービスの取扱方針の不備・不徹底など	1	7	8	13	21
⑤運営規程の不備	0	7	7	124	131
⑥勤務体制の確保が不十分など	0	12	12	59	71
⑦重要事項等の掲示が不十分	0	9	9	22	31
⑧衛生管理が不十分	0	11	11	28	39
⑨個人情報取扱の不備など	0	5	5	12	17
⑩苦情解決体制が不十分など	0	0	0	5	5
⑪事故発生時の対策が不十分	0	0	0	20	20
⑫会計処理区分が不明確など	-	-	-	53	53
⑬非常災害対策の不備	0	0	0	92	92
⑭その他	0	6	6	256	262
(1) 個別支援計画の取扱いが不十分	0	0	0	77	77
(2) その他	0	6	6	179	185
【介護給付費・支援費の算定及び取扱い】	2	10	12	135	147
【その他】	0	0	0	73	73
合 計	3	93	96	969	1,065

6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
実地指導対象施設・事業所	2,955	2,989	2,430	1,761	1,455	82.6
実地指導実施施設・事業所 (A)	665	647	626	542	490	90.4
文書指摘を受けた施設・事業所 (B)	128	136	50	45	39	86.7
指摘率 (B/A)	19.2%	21.0%	8.0%	8.3%	8.0%	96.4%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	前年度比
1. 人員に関する基準	<b>76</b>	<b>67</b>	<b>16</b>	<b>11</b>	<b>16</b>	<b>145.5</b>
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	76	67	16	11	16	145.5
2. 設備に関する基準	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>
① 設備、居室、病室などの不備	8	4	0	0	0	—
3. 運営に関する基準	<b>253</b>	<b>258</b>	<b>77</b>	<b>65</b>	<b>68</b>	<b>104.6</b>
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	7	19	7	8	8	100.0
② サービス提供の記録などの不備	19	13	2	2	1	50.0
③ 利用料の受領に関する不備	6	0	0	0	1	皆増
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	78	123	14	24	8	33.3
⑤ 運営規程の不備	8	16	6	2	7	350.0
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	53	30	11	7	12	171.4
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	8	6	1	2	9	450.0
⑧ 衛生管理が不十分	15	22	9	4	11	275.0
⑨ 個人情報取扱いの不備など	27	19	5	0	5	皆増
⑩ 苦情解決体制が不十分など	5	6	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	5	2	5	2	0	—
⑫ 非常災害対策の不備	4	2	6	4	0	—
⑬ その他	18	0	11	10	6	60.0
4. 介護給付費の算定及び取扱い	<b>39</b>	<b>46</b>	<b>20</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>200.0</b>
合 計	376	375	113	82	96	117.1

7. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
指導監査対象施設・事業所	1,146	1,200	1,077	1,148	1,206	105.1
指導監査実施施設・事業所 (A)	244	222	270	316	340	107.6
文書指摘を受けた施設・事業所 (B)	168	195	242	280	271	96.8
指摘率 (B/A)	68.9%	87.8%	89.6%	88.6%	79.7%	90.0
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	前年度比
1. 人員に関する基準	19	17	23	21	32	152.4
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	19	17	23	21	32	152.4
2. 設備に関する基準	4	16	18	16	6	37.5
① 設備、居室、病室などの不備	4	16	18	16	6	37.5
3. 運営に関する基準	306	530	696	743	723	97.3
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	11	28	27	18	9	50.0
② サービス提供の記録などの不備	26	36	39	43	15	34.9
③ 利用料の受領に関する不備	14	8	27	16	15	93.8
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	0	2	0	13	皆増
⑤ 運営規程の不備	13	40	32	112	124	110.7
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	12	40	83	68	59	86.8
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	6	29	23	21	22	104.8
⑧ 衛生管理が不十分	9	17	23	40	28	70.0
⑨ 個人情報取扱いの不備など	4	2	19	21	12	57.1
⑩ 苦情解決体制が不十分など	8	8	12	6	5	83.3
⑪ 事故発生時の対策が不十分	20	17	14	19	20	105.3
⑫ 会計処理区分が不明確など	14	13	32	58	53	91.4
⑬ 非常災害対策の不備	11	59	83	71	92	129.6
⑭ その他	158	233	280	250	256	102.4
(1) 個別支援計画の取扱いが不十分			99	66	77	116.7
(2) その他			181	184	179	97.3
4. 介護給付費・支援費の算定及び取扱い	98	146	184	101	135	133.7
5. その他	41	81	172	79	73	92.4
合 計	468	790	1,093	960	969	100.9

## 8. 平成30年度の特別監査の状況

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
28年8月～ (令和元年度へ継続)	(障害福祉サービス事業所)	不正な変更届出 虚偽報告 虚偽答弁 性的虐待	
28年10月～ (令和元年度へ継続)	(障害福祉サービス事業所)	人員基準違反 不正請求 不正な変更届出 虚偽報告 虚偽答弁	
30年2月～ (令和元年度へ継続)	(法人)	不適正な法人運営	
30年4月～ (令和元年度へ継続)	(障害福祉サービス事業所)	人員基準違反	
30年4月	(障害福祉サービス事業所)	経済的虐待	平成30年10月19日付で文書指導
30年6月～ (令和元年度へ継続)	(障害福祉サービス事業所)	性的虐待疑い	
30年6月	(法人)	経済的虐待	平成30年12月26日付で文書指導
30年7月～8月	(介護保険事業所)	経済的虐待	平成31年3月29日付で改善勧告
30年9月	(介護老人福祉施設)	身体的虐待	平成31年3月29日付で改善勧告

参考：平成29年度までに特別監査し、平成30年度に処分等実施

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
30年1月	(介護老人保健施設・事業所)	虐待（介護放棄）	平成30年6月8日付で改善勧告
30年2月	(法人)	不適正な法人運営	平成30年7月6日付で改善勧告

9. 介護報酬・自立支援給付費(支援費)の返還状況(平成13年度～平成30年度)

	介護保険介護報酬		障害福祉自立支援給付費(支援費)	
	事業所数	返還額(千円)	事業所数	返還額(千円)
13年度	18	31,499	-	-
14年度	23	75,418	-	-
15年度	55	52,442	1	179
16年度	92	125,721	13	2,165
17年度	209	67,637	5	769
18年度	127	111,543	0	0
19年度	62	18,284	1	7,667
20年度	54	11,984	0	0
21年度	39	7,140	1	4
22年度	69	14,781	0	0
23年度	35	63,270	8	2,953
24年度	34	7,967	0	0
25年度	43	106,298	0	0
26年度	25	26,143	24	11,044
27年度	20	10,301	56	50,686
28年度	12	7,503	48	64,786
29年度	11	11,494	32	39,535
30年度	7	11,328	34	34,755
計	935	760,753	223	214,543

## 10. 平成31年度指導監査等実施方針

(平成31年4月19日 31監指第9号 長崎県福祉保健部長)

### 1. 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

法人監査については国が示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」、施設監査については国が示す施設種別毎の指導監査指針等を踏まえるとともに、前年度までの監査結果等を勘案して、以下のとおり定める。

また、法令、定款及び施設種別ごとの設備・運営の基準（最低基準）等が遵守されているか実地確認を主として行い、法人・施設運営の適正化、施設福祉（支援）サービスの向上に資するものとなるよう実施する。

なお、「事前提出資料」により、法人・施設がその運営状況の自主点検を行うよう指導する。

#### (1) 法人の健全な運営の確保

施設の運営は、これを設置運営する法人の評議員会、理事会及び監事機能の如何により大きく左右される。

このため、法人役員がその使命を十分認識し、施設の適正な運営の確保及び不祥事や事故の未然防止に努めることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 評議員及び理事の審議の充実並びに監事の監査の充実
  - ・評議員及び役員を選任が適切に行われ、評議員会及び理事会において適切な審議のもと決議されているか。
  - ・監事監査が形式的・表面的なものに陥らないために、監査の充実に努めているか。  
なお、会計監査人及び専門家による支援を受けているか、支援を受けていない場合も、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」・「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」等を活用した監査が行われているか。
- ② 財産の適正管理（特に、基本財産の登記確認、担保設定有無の確認）
- ③ 適正な会計処理
  - ・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

#### (2) 施設の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには、施設の運営管理体制を確立することが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 火災、風水害、地震等の防災体制（特に、夜間発生時の体制）の確保と消防設備等の整備及び避難計画（自然災害対策・原子力災害対策）の策定状況
- ② 管理規程、就業規則等必要な規定の整備と適正な運用
- ③ 会計の関係通知に準拠した事務処理
  - ・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

#### (3) 職員の確保と職員処遇の充実

入所者の処遇の充実を図るためには、必要な職員の確保と職員処遇の充実が必要である。

なお、職員処遇に関する事項については、長崎労働局と相互に連携して指導する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 配置基準に基づく適正な職員数の確保と資質の向上（研修の充実）
- ② 給与規程の整備と適正な給料及び諸手当の支給
- ③ 社会福祉施設における職員処遇等の改善指導取扱い（ガイドライン）に基づく改善指導
- ④ 労働契約法における「無期労働契約への転換ルール（5年ルール）」の遵守

#### （4）適切な入所者処遇の確保

入所者に対する適切な処遇を確保するために、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮しつつ処遇の充実に努めることが必要である。

このため、必要に応じて入所者処遇の状況など施設運営の実態をより正確に把握するため、一般職員等から施設運営の状況を聞くこととする。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 入所者の虐待防止及び人権侵害等の防止（従業者や入所者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者の個別処遇方針の策定及び適切な処遇の実践
- ③ 感染症防止及び発生時の対応
- ④ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑤ 誤薬事故発生の防止及び発生時の対応

#### （5）不祥事案につながりやすい事項の監査の徹底

- ① 収入について、本来収入とすべきもの（私的契約児の利用料、職員給食費、職員住居費、生産物売払等）が簿外処理されていないか
- ② 保育所において不適切な私的契約児はいないか
- ③ 私的流用（飲食代、タクシー代、旅費等）がないか
- ④ 不適切な法人外への資金の流出や不適切な使途がないか
- ⑤ 架空の（或いはほとんど勤務実態がない）給与・賃金・時間外手当等の支払いはないか
- ⑥ 経理規程に反し、施設・設備工事において、契約後の大幅な変更等がないか、特定の業者に発注が集中していないか
- ⑦ 入所者預り金の不適切な管理が行われていないか

### 2. 施設整備事業の適正な推進

社会福祉施設等の整備については、「長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱」等に基づき適正に執行されることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な入札の執行（特に、市町職員等の立会い）
- ② 適正な工事契約の締結
- ③ 工事代金の適正支出

### 3. 支給決定及び入所措置事務等実施機関（市町、子ども・女性・障害者支援センター）の指導

実施機関においては、介護給付費等支給決定及び社会福祉施設への適正な入所措置事務等の確保が図られることが必要である。

そこで、国が示す「市町村指導指針」及び「施設入所措置事務等実施機関指導監査指針」を踏まえるとともに、前年度までの指導結果等を勘案し、重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な支給決定及び入所判定委員会の開催運営を含む適正な入所措置事務等の確保（特に、入所措置前後の実態把握）

## ② 適正な施設入所管理事務の確保

### 4. 介護サービス事業者等の指導監督

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるために、「長崎県介護保険施設等指導要綱」により、介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県介護保険施設等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 認知症ケアの理解、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、利用者の生活実態の確認・サービスの質に関する確認
- ② 一連のケアマネジメントプロセスの指導
- ③ 火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策
- ④ 感染症防止及び発生時の対応
- ⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑥ 苦情処理の対応
- ⑦ 勤務体制の確保（特に、各種住宅併設型の介護サービス事業者への指導）
- ⑧ 介護報酬算定（特に、各種加算及び減算）の指導

### 5. 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査

障害者及び障害児の福祉の増進を図る観点から、障害者総合支援法等に基づき適正な事業実施を確保するため「長崎県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」により、障害福祉サービス及び相談支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に基づき厳正に行う。

このため、必要に応じて事業所運営実態をより正確に把握するため、できる範囲で従業者や利用者からも事業所運営の状況を聞くこととする。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 虐待及び人権侵害の防止（入所施設については、利用者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者預り金の不正管理等の防止
- ③ 消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策（入所施設については、職員から聞き取り調査等を実施）
- ④ 自立支援給付費（特に、各種加算及び減算）の算定
- ⑤ 就労支援に係る工賃・賃金の支給
- ⑥ 誤薬事故発生の防止及び発生時の対応

### 6. 問題等を有する法人・施設・事業所に対する重点指導

問題法人・施設・事業所に対する指導監査に当たっては、所管課及び法人を所管する市と連携を図り、重点的かつ継続的に指導を行う。

また、不祥事案については、2週間以内に特別監査を実施し、原則として3ヶ月以内に施設運営等の適正化を図る。なお、必要に応じて抜き打ち監査を実施する。

### 7. 指摘事項の徹底

文書指摘した事項について、その後の監査で改善していない法人・施設・事業所には顛末書又は誓約書を提出させ、改善の進捗を図る。

なお、それでも改善がなされない場合は、原則として、改善命令等を行う。

